

千葉市介護職員研修受講者支援事業について

1 事業の概要と目的

介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了し、介護職として就労している方を対象に、受講に要した費用を助成することにより、より質の高い介護人材の確保を図ることを目的としています。

※令和6年度より、上限額を増額の上、対象費用の全額を助成します。

2 助成対象者

次の（１）から（５）のいずれにも該当する方

- （１）申請日の1年前の日から申請日までに介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了していること
- （２）千葉市在住者で介護施設等に介護職として就労している方、または千葉市外在住者で千葉市内の介護施設等に介護職として就労していること方
- （３）研修に係る経費について、支払いを完了していること
- （４）研修に係る経費について、他の公的制度から助成を受けていないこと
- （５）市町村税に滞納がないこと

※ 一部対象とならない介護施設等があります。

※ 就労の形態は常勤、非常勤（パート勤務）、派遣を問いません。

※ 今後、助成要件を追加、変更する場合がございます。募集開始時に改めてご確認ください。

3 助成額

申請者本人が研修実施機関に支払った研修受講費用全額（10円未満は切捨て、上限額は初任者研修100,000円、実務者研修150,000円）とします。

※今後、変更する場合がございます。募集開始時に改めてご確認ください。

4 助成人数

先着、初任者研修80人、実務者研修110人

※予算がなくなり次第、終了となります。

5 申請受付開始時期

令和6年6月から（予定）

※詳細は、広報誌「ちば市政だより」や市ホームページでお知らせします。

事業者様へのお願い

- （１）就業中の方で対象となる方がいらっしゃいましたら、本制度の周知をお願いします。
- （２）申請時に、事業者による就業証明を要しますので、ご協力をお願いします。

※ 申請内容不備による書類の返送、再提出が増えております。記載例を参考に、誤り及び記載漏れがないか、事業者様におかれましても今一度ご確認ください。